

平成30年度北海道消費生活審議会

第1回北海道消費生活条例 見直し検討部会

議事録

日時：平成30年11月27日（火）13:30～

場所：道庁別館 8階会議室

平成 30 年度北海道消費生活審議会
第 1 回北海道消費生活条例見直し検討部会議事録

日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）13:30～
会場：道庁別館 8 階会議室

1 開会

2 議事

(1) 部会長等の選出について

蝦名主幹 ○ それでは、ただ今から、議事に入らせていただきますが、部会長が決まっておられませんので、「部会長選出」までの間、消費者安全課長の沼田が司会進行を務めさせていただきます。

沼田課長 ○ 消費者安全課長の沼田でございます。部会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、部会長の選出を行います。当部会の部会長は、北海道消費生活条例施行規則第 27 条第 1 項によりまして、委員の互選により選出することとなっております。

部会長の選出につきましては、前例により、事務局から推薦をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

沼田課長 ○ それでは、事務局からの推薦とさせていただきたいと思っております。前回の条例改正の例に倣いまして、当審議会の会長代理の鎌田委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

沼田課長 ○ 皆さんに御了解をいただきましたので、部会長は鎌田委員をお願いいたします。

それでは鎌田委員、恐縮ですが、部会長席に移動いただきまして、議事進行についてよろしくお願いいたします。

鎌田部会長 ○ はい。ただ今、部会長に推薦をいただきました鎌田でございます。不慣れではございますが、スムーズな進行に御協力よろしくお願いいたします。それではまず、部会長代理の指名を行いたいと思いま

す。北海道消費生活条例施行規則第 27 条第 3 項では、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」こととなっております。部会長代理は、鈴木委員にお願いしたいと考えております。鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴木委員 ○ はい。

鎌田部会長 ○ それでは、部会長代理は鈴木委員に決まりました。鈴木委員よろしくお願いいたします。

(2) 北海道消費生活条例見直しの検討項目について

鎌田部会長 ○ それでは、議事(2)の「北海道消費生活条例見直しの検討項目について」を、事務局より説明をお願いします。

蝦名主幹 ○ それでは、資料1により、説明させていただきます。
【資料1に基づき説明】

鎌田部会長 ○ ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等ございませんか。

畠山委員 ○ 審議会委員の方々からの意見を聴取する必要性ですけれども、私もほかの委員会で計画部会というものに入っておりまして、そこでは部会で話し合ったことをもちろん本体の委員会へ報告いたしまして、さらに委員の皆さんに意見を伺うということをしております。消費生活審議会においても、消費生活は非常に幅の広いものですから、いろいろな方の意見を聞くということもよろしいのではないかと思います。

鈴木委員 ○ 3月に行われる審議会が、答申案の内容を確認するある種のゴールという位置付けになっているかと思います。途中の段階で、部会内容や議論の状況等を、簡単なもので結構ですので伝えていただき、御意見を伺っておくのは手続的な部分でやっておいた方がよろしいかと思います。

鎌田部会長 ○ 前回の改正時は、ほとんど決まった後に議論が白熱してしまって少し混乱したこともありますので、是非行っていただきたいと思います。

鎌田部会長 ○ 次にそれぞれの論点について担当から御説明をお願いいたします。

嶋本主幹 ○ それでは、私から論点整理1「消費者契約法の改正」について、資

料 2-1 により御説明申し上げます。

【資料 2-1 に基づき説明】

嶋本主幹

○ 次に、私から論点整理 2 「特定商取引法の改正」について、資料 2-2 により御説明申し上げます。

【資料 2-2 に基づき説明】

蝦名主幹

○ 次に、私から論点整理 3 「民法の改正」について、資料 2-3 により御説明申し上げます。

【資料 2-3 に基づき説明】

鎌田部会長

○ これまでの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

鈴木委員

○ 質問というか、現状のことが少し分からないので、御説明をいただければと思うのですが、法律家の観点からすると、まずは北海道消費生活条例と各法律との関係、位置付けをどういうふうにデザインするのかというところかなと思います。

今回は各法令、法律が改正されて規制が強化されたという状況ですが、全体としては先ほど御説明あったとおり、具体性がどこまであるのかは別としても、北海道の方がかなり規制とか、不当な取引の対応について規則で盛り込んでいると評価される場所ですので、法改正自体に伴う改正は必要ないというところは一般論、総論としては理解できます。その上で、法律の目的と条例の目的を考えると、最終的には消費者の保護、事業者と消費者との健全な取引というところは一緒であると思うのですが、規制している部分が少し異なる場所はあると理解しております。

全体として、私を感じた観点としては、あえて法改正で文言を入れた箇所が出てきたと思うのですが、条例にもほぼ同じ文言、ニュアンスで入っているところについては、改正は不要であると思いますが、条例において包括的な規定しかされていないところは、やはり規則か何かの改正で、例示列挙なのかあるいは規則の条項を少し増やすのかは検討事項ですが、少し突っ込んだ形で規定しても良いと思います。北海道の消費生活条例は、消費者保護のために法律より先に、先頭に立ってやってきたという側面がございますので、法律が追いついてしまって、包括的なものがあるから大丈夫ですというのは、分かるのですが、少し残念です。法律にさらに上乘せ規制をどこまでするのかという部分は、議論としてあるのかもしれませんが、その部分を少し入れていただければと思いました。

沼田課長

○ 鈴木委員、ありがとうございます。差し支えなければ御一読いただいた範囲で、例えばこういうところは、こうしたら良いのではないかなというようなお話までいただくと大変ありがたいと思います。

鈴木委員

○ まず、議論の前提として、法改正の文言をもう1回、きちっと対比させたいと思います。

例えば、資料2-1の検討事項1、取り消しうる不当な勧誘行為の追加等、(1)社会生活上の経験不足の不当な利用のところ、①不安をあおる告知とありますが、文言としてはどうなっているのかというのは、確認をしなければならないと思います。事務局では、確認の上でそれを要約されて、右欄で、規則別表4でこう規定されているのだから、改正を行わなくてもカバーできるという結論だと思うのです。この部分に関しては、「不安をあおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて」と、規則に同じような文言が入っていますので、ここは何か入れる余地があまりないかなと思います。

次に、②の恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用に関しても、規則では「恋愛感情を利用し」ということで、これも対応していると考えられると思います。

(2)の加齢等による判断力の低下の不当な利用ですが、これは法改正の際にもどういう表現にするか、国会でもかなり議論されていたところだと思うのですが、道規則では「年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて」ということで、ここも対応しているのかなと思います。

(3)の靈感等による知見を用いた告知ですけれども、これは法律上、靈感等の文言を書いていますでしょうか。

嶋本主幹

○ 改正消費者契約法上、靈感という文言を使用しております。

鈴木委員

○ 使用されているのであれば、そこを入れるかどうかですね。規則では「不幸を予言し」という表現ですけれども、靈感という文言を頭に入れるのか後に入れるのか、何々等と入れるのか、そういうところは議論の余地があるのではないかと思います。不幸を予言し、といえは靈感商法だというのは一般の方は分かるのでしょうし、法律に必ず合わせないといけないわけではないですが、議員立法だということでも種々評価はあるとしても、国会であえて規制の文言として入れたということを考えるならば、靈感という文言を入れるというのも一つの考え方かと思います。

(4) の契約締結前に債務の内容を実施等というところですが、この点に関しては、規則で「消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず」という表現になっていますが、売買の商品の話とか役務の提供とかという御説明を先ほどいただいたので、文言的に確認していただいて問題がないのであれば良いのかなと思います。

(5) は不利益事実の不告知の要件緩和ということで、どんどん抽象的な議論になっていくので難しいのでしょうかけれども、ここも文言を見ていただいて変わらないのであれば良いのかなと思います。

(6) の過量な内容の契約の取り消しは、「年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて」というところと過大な量というところですが、これはある意味抱き合わせで規制をかけているという感じになるのでしょうか。平成 28 年法改正では、高齢者の判断能力の低下等につけ込んで大量に商品を購入させるものを規制化していますけれども、規則の場合は、別表 2 の 2 号と別表 5 の 5 号がそれぞれ規制されているということなので、確かに広く規制されているともいえますけれども、もう少し分かりやすくダイレクトに、高齢者の判断能力不足に乗じて大量の取引をするというところの規制を独自の規定で打ち出すのも一つの考えかもしれません。規則内の立て付けの問題があると思いますので、急にそこだけ具体化されてしまったらどうなのだろうというのはあるかもしれません。

(7) の重要事項の範囲の拡大に関しても、どうしても言葉としては抽象的になるところですので、この辺りの表現になってしまうかと思っています。

2 ページ目の 2 (1) 消費者の後見等を理由とする解除条項というところで、別表 5 の 13 号「法令の規定に比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」と、消費者契約法の規定を多分そのまま引いているようなのですが、具体性を入れても良いのではないかと思います。12 号として前に入れてあげるか、新 13 号として、包括指定を 14 号にするなどして。13 号は包括規定なので、現在のものでもカバーはできるのですが、一見して、それに当たるかどうかというのは分からないものですから、審議会委員の方から、法律で入っているのに包括規定で良いのかという議論が出てくる可能性もあるかもしれません。

(2) のところは、そのとおりだと思います。

(3) 事業者の債務不履行等の場合でも消費者の解除権を放棄させる条項についてですが、右欄に別表 5 の 11 号だけでなく、13 号が入っている理由というのは何かあるのでしょうか。

す。

鈴木委員

○ 基本的には11号の「解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約」でカバーできるけど、念のため13号でもカバーできるということで良いのでしょうか。

嶋本主幹

○ はい。

鈴木委員

○ 3の(1)、(2)事業者の努力義務の明示ですが、条例をどういう位置付けにするかが論点であると思います。消費者契約法の目的、位置付けと、北海道消費生活条例における事業者に対する責務は、おそらく質的に違っていて、消費者契約法は消費者と事業者との契約に関する規制をしたものですが、北海道消費生活条例というのは比較的幅広い包括的なもので、その中で不当な取引をかなり詳細に規制して、ある程度調査や公表等で事業者に対して、働きかけていくものですので、事業者の努力義務の明示の部分は、あえてというところでしょうか。

鈴木委員

○ 特定商取引法についてですが、この辺りもすごく意見めいた話なので議論の発端と今後の検討として考えていただければと思います。結局、北海道消費生活条例の位置付けなのだと思います。

1の悪質事業者への対応について、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者に対して、業務を禁止する規定はないということですが、そもそもカバーするような趣旨ではないから、そこまで踏み込んだ形ではない、法律がきちっとしていれば別に条例が同じ形である必要もないという理解であれば、全然構わないと思います。

業務停止命令の期間の伸長についても、そもそも業務の停止がないのだという理解ですね。

行政調査に関する権限の強化は、条例第50条で規定があるということですので、よろしいかと思います。

刑事罰の強化についても、条例上刑事罰がないので、これでよろしいかと思います。

2の所在不明の違反事業者への対応について、公示送達に関しては、先ほどの説明で理解できたので、一応確認です。書面で交付しないとその処分の効力が生じない、手続保障の観点でそのようになっていて、そうすると処分の後に公表という段取りになると。条例第17条の2によれば、そもそも「不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ず

るおそれがあると認めるとき」は情報提供ということで公表に近い形
のことができるということです。これをいじる必要はないと思うので
すけれども、実効性がどの程度あるのかというところが、運用というか
適用の問題としてあるのだろうなと思います。そういう意味では、条
例を変えたからどうこうというよりは、運用の問題であったり、ある
いはもう少し現場の問題かなという気はします。これはこれで結構な
のではないかと思います。

2 ページ目ですけれども、3 の指示事項の明確化、消費者利益の保
護のための行政処分規定の整備とありますが、行政処分の場合、被害
者に何か告知せよという内容の処分をされているような気がしたので
すけど、それとは別に既存のお客への通知を指示するという形で、メ
ニューが増えたということなのですか。

嶋本主幹 ○ 処分自体は公表することにはなっていますが、実際に被害者の方に
通知せよというのは、過去の特定商取引法の規定としてはないです。

鈴木委員 ○ これは、今回の法改正でこうなったということなのでしょうか。

嶋本主幹 ○ もともと指示できたのですけれども、あまり実行されていないとい
う現実があったので、消費者利益の保護のため、法改正によってより
明確化させたものです。

鈴木委員 ○ ありがとうございます。条例第9条第3項の「必要な措置を講ずる
よう勧告」のところで、よろしいかなと思います。

4 の過量販売への対応、5 のその他法改正によるものですが、法改
正によって規制が増えているけれども、条例自体は取引態様に限定を
していないから、そこで良いということですね。良しも悪しくも、そ
ういうことなのかなと思います。

2 ページの下から2番目、指示の公表規定の整備についてですが、
勧告の公表は規定済みというのは、条例第51条のことでしょうか。

嶋本主幹 ○ 条例第17条第4項になります。もともと条例ができた当初は、こ
の規定がなかったものですから、勧告をしても公表できないというケ
ースがございました。それを後から改正し、追加されたものです。

鈴木委員 ○ そういう意味では、この辺りは、条例自体はかなり整備されてい
るという評価ができるのかもしれませんが。

最後の3ページですけれども、6 の特定商取引に関する法律施行令
改正によるものについて、立入検査等の対象となる「密接関係者」の

拡大は規則で検討されるということですね。規則第40条第1号は「当該事業者と消費者との間における契約に関して、当該事業者と取引するもの」と規定されていますが、これは別の事業者を想定されているという理解なのでしょうか。

嶋本主幹

○ 具体的には仕入れ業者などが想定されます。

鈴木委員

○ 規則第40条第2号は「当該事業者と消費者との間における契約に関する事項であって、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示するもの」となっていますが、これはどういうケースでしょうか。

嶋本主幹

○ これは例えば、勧誘は別の会社である代理店が行っているようなケースが想定されます。

鈴木委員

○ そういう、ある種第三者の関与、会社とか事業者というか、ある程度大きいものを想定している規定になるかと思います。これに対して、親会社子会社等を規則第40条第3号に入れるのかというところで御検討いただければと思います。親会社子会社等をどう表現するか少し分かりませんが、そういうところに対しても、調査のために必要であるということです。

7の特定商取引に関する法律施行規則改正によるものについては、特に問題ないかと思います。連れて行っているいろいろな行為に対して、法改正でかなり正面から規制しています。一緒に連れて行って書面を書かせたり、事業者と取引するときに虚偽のものを書かせて審査を通したりがあるということですね。これはいいでしょう。

鈴木委員

○ 民法の部分ですが、北海道消費生活条例には、そもそも成人とか未成年者とかいう表現がないということで、強いて言うと、判断をする上での年齢を考慮要素に入れている項目について、御説明をいただきまして、消費者教育が必要だというのはそのとおりだと思います。

そういうことで、民法の改正とは少し違うところなのですが、若年者等の表現が法改正で議論になっていたような記憶があります。年齢となると、高齢者のこともあれば若年者のことも当然あります。高齢者であれば判断能力が落ちてくる、若年者であれば社会経験が乏しいので判断できない。そういうところを今後、法改正の推移を見ながら検討することもあってもよろしいかと思います。

あとは、今回の諮問とは少し違うのかもしれませんが、消費者教育に関して、弁護士会でも高校への消費者教育をどんどん推進している

のですけれども、現状、どのような形で行政が行っているのかは個人的にも知りたいところです。道庁、教育委員会、消費者団体、又は法律の専門家たちでもって、穴がないように皆さんでやっているとのことです。

今、高齢者の消費者被害防止ネットワーク等を作られて、道を中心にやられていますし、昨年もシンポジウムをやりましたけども、今度は若年者、特に高校生に対しての消費者教育というところでの、ネットワークというか情報の共有みたいなものがもう少しあってもいいと思います。

蝦名主幹

○ 消費者教育の部分で、学校等に対する実施状況についてですが、平成 29 年度は学校訪問講座という形で 49 校の小中高養護学校等に訪問をして、全体で 2,635 人の児童生徒さんに消費者教育の実践をしているという状況であります。

また、教員を対象とした消費者教育サポートセミナーも併せて行っているところであります、これは北海道消費者協会に委託をして事業展開をしているところであります。

それから、消費者庁においては、消費者庁が作成しました「社会への扉」という教育資材を活用した取組を、3年後を目標に全国に展開しようとしております。本年度、消費者庁から私どもに訪問がございまして、その中で道教育委員会と、私学を担当している学事課に説明をいただきました。道立の高校においては、本年度から全道で取組を進めたいということで、全道の高校に道教育委員会から御連絡をさせていただいている状況にあります。また、委託事業であります、私どもが実施している内容についても見直しを行っていただければと、考えている状況にあります。

畠山委員

○ 今、消費者教育のことが出ましたので、そちらからお話しします。

消費者教育がこれから大変重要になっていくということは、もう誰もが認めることだと思うのです。今、事務局から報告があったとおり、小中高校、特に高校は消費生活センターも力を入れているところなのですけれども、参議院では、教員の養成として、大学生に対しても消費者教育というものをしっかり行っていくべきということを附帯決議しているのです。

それで、私も長く消費者活動をやっているものですから、できれば教員養成の大学で消費者教育をしっかり学んで欲しいと思います。社会ですとか国語ですとか算数ですとか学科がありますけれども、消費者教育を学科として入れてくれれば良いと思うぐらいです。実は私、昨日別海町の野付小学校で、着色料の実験でしたけれども、少し消費

者教育の感じでやってまいりました。本当に小中高校、そして教員を目指している大学生に、消費者教育をやっていかなければと思っています。

あと、条例の改正ですけれども、今、御説明を聞きましたら、道の条例は包括的で、新しい商法が出てきても現行の条例で結構賄っているのではないかという印象を持ちました。

ただ、靈感商法のところが少し気になりました。資料2-1検討事項1(3)の右欄です。規則の文言を、もう少し靈感商法と分かるような文言にしたほうがよいのではと思いました。

それから、条例や規則で、わかりづらい文言がずらりと並んでいるということもありまして、2ページ目の1番上の、規則別表5の13号の文言などは、例えば消費生活相談員が、道条例や規則はどうなっているのだろうかと読んだときにぱっと分かるか少し疑問に思いました。

これだけ包括的になっていけば、条例の改正は必要ないのではないかという気はしましたけれども、今日いただいた資料について、次回までにしっかり読んでみたいと思っています。

それから、民法についてですが、道の方では年齢という言葉になっていますけれども、やはり成年年齢の引下げということで、18歳19歳に消費者被害が出てくるのではないかと非常に懸念されているところでは、この、道の条例とは別に、又はつけ加えるような形で、特に若年成年者を保護するような何かを作れないかと思いました。

このこともまた、次回までに考えていきたいというふうに思っています。以上です。

鎌田部会長 ○ ありがとうございます。事務局から何かございましたらお願いします。

蝦名主幹 ○ ただ今いただきました教育大学の教員養成課程についての御意見につきましては、消費者庁の方とも話をできると思いますので、まず、その辺りの情報収集をしてみたいと考えております。

また、教員養成課程での可能性について、言及いただける部分がありましたら、部会長から参考までに御意見をいただければと思います。

鎌田部会長 ○ 北海道教育大学は現在、教員養成課程を担っておりますのは、札幌校、旭川校、釧路校の3つでございます。

そのうち消費者教育という授業は、札幌校には現在はありません。旭川校、釧路校には消費者教育という科目がございますが、一般教育

ではなく、家庭科の免許取得のための専門科目の選択科目として入っております。このため、御意見のありました教科横断といったことではないといえますか家庭科が中心となっております。何とか教育というのは本当にたくさんございますので、教員免許取得に消費者教育を必修とするのは難しい現状です。全国で教員養成課程の学部を持つ国立大学法人は44ございますけれども、消費者教育という授業がある学校は少ないですし、非常勤講師を置くというのなかなか難しい現状でございます。

ただ、次期学習指導要領では、「公共」という科目が高等学校公民科で必修科目として新設され、その中に消費者の権利や責任などの内容も備えておりますので、社会科の教員がより意識してくれることを期待しております。

- 蝦名主幹 ○ ありがとうございます。
- 鎌田部会長 ○ それでは引き続き、資料の説明をお願いします。
- 朝倉主査 ○ 引き続き、私から論点整理4「シェアリングエコノミーの対応」について、資料3-1により御説明申し上げます。
【資料3-1に基づき説明】
- 次に、私から論点整理5「消費者被害救済に係る訴訟の援助」について、資料3-2により御説明申し上げます。
【資料3-2に基づき説明】
- 蝦名主幹 ○ 次に、私から論点整理6「LPガスの料金」について、資料3-3により御説明申し上げます。
【資料3-3に基づき説明】
- 鎌田部会長 ○ ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。
- 鈴木委員 ○ 少し意見交換をさせていただければと思います。
まず、論点整理4「シェアリングエコノミーの対応」については、これは感想めいた話ですけども、非常に今、消費者と事業者の線引きが難しくなってきていると思います。IT時代で簡単にインターネットを通じて、個人間での取引が大量かつ簡易にできる時代になってきています。消費者契約法の中でも、事業者や消費者の定義について、過去にもずっと議論されているところですけども、今度は一般の消

費者が、個人として事業者的な行為をするという変化が、背景としてあるのだろうなというところが感想です。結論としては、なかなか条例で対応することは難しいだろうというところで結構かと思います。これはどちらかというところ、国単位の話で、マッチングプラットフォーム等を提供する事業者に対しての規制をどうしていくかという点が、おそらく、国でも今後議論になっていくのではないかとこのように思います。消費者相談の中にも様々あるように、事業者は、我々は取引の場を提供しているだけで責任は一切とりませんと主張しますし、紹介サイト等であれば、紹介しているだけですよということで関与の仕方、経営契約の主体等がなかなか見えにくくなっています。昔のように顔を合わせて、誰がどういう役割で動いているのかが見えにくい時代であると思うところですので、こういう問題があるということは、当然消費者行政としては引き続き注視していく必要があるのしょうけれども、この点に関しては、直ちに条例改正で何か対応できることはないのではと思いました。

鈴木委員

○ 続いて、論点整理5「消費者被害救済に係る訴訟の援助」の技術的なところの全体の確認をしたかったのですが、条例第25条でできるということですが、これは「次に掲げる要件に該当する場合は」ということで、第1項第1号及び第2号の双方の条件を満たす必要がありますか。第1号で「北海道消費者苦情処理委員会の調停によっても解決されない」とありまして、苦情処理委員会が必須なのかどうか気がなるところです。

沼田課長

○ いずれかという文言がございませんので、苦情処理委員会に付託した案件で、あっせん・調停が不調に終わり裁判になったものに対する資金の貸付け等の援助についての規定です。

鈴木委員

○ そうなると、条例第25条は個人の訴訟提起等の援助ということ想定していますが、それなりにハードルは高いという気はします。これまで利用された例はありますか。

沼田課長

○ ございません。

鈴木委員

○ これは全般的な話として言えることですが、規定があっても利用されなければ、その利用されない理由というものを考えなくてはいけないと思います。そういう問題が生じてないという考え方もあれば、利用しにくい制度であるということもあるので。

今回の件については、結論としてはこの内容でよろしいのではない

かと個人的には思います。大阪府、埼玉県では訴訟の援助に向けた取組の予定はない一方で、東京都の貸付要綱のようなものを策定いただけるということは、ホクネットが特定適格消費者団体になっていけるかどうか経理的基盤が課題になっている現状において、非常にインパクトとしても大きいと思いますし、北海道の行政として消費者被害のために、そういうフォロー、援助をするのだということを全国にも示せるものとして、非常によろしいものではないかなと思います。

鈴木委員

○ 論点整理6の「LPガスの料金」ですけれども、要は一人暮らしの学生や社会人がアパート入居時に、このLPガスの事業者さんを使って下さいということで契約して、1カ月1万円とか冬場だともっと高い金額をとられてしまうということが、契約に当たって事前に選択肢を与えるようなものが必要ではないかということですね。ここからは推測になってしまいますけれども、背景として大家さんとLPガスの事業者さんがかなり近い関係にあるとの意見もあるかなと思います。もちろん営業の自由はありますが、消費者側に立ったときには、事前にそういったものを見て、選択できる必要があるだろうというところです。

このガイドラインが公表されて、取組を実施している事業者が数%程度、北海道管区行政評価局から経済産業局へ改善通知が出されたり、懇談会が開催されたりしている情勢ということですのでけれども、実効性がどの程度あるのかということが、疑問としてございます。北海道LPガス協会は、LPガス事業者さん全部が加入しているような団体なのか、あるいは業界団体としてどの程度影響力があるのか。LPガスには大手もあれば、個人事業の延長みたいなところでやっておられる方もいます。昔ながらの取引事業をやってきて、消費者側に立ってメニューを提供するということに対しては、当然、既得権益が侵されて、自分たちが選ばれなくなる可能性がある、非常にデリケートな問題だということは分かるのですが、業界として健全に事業を行っていく上では、やはりもう少し取り組んでいく必要があるだろうと思います。

条例の改正に関しては、簡単ではない上、LPガスだけを取り出して規制するということが特定の事業者ターゲットを絞って規制をかけるということになってしまうので、条例としてよろしいのかというところがあります。現行条例第14条の抽象的な文言に基づき、それが前提で意見交換等をしていく必要があるのだろうと思います。

国も動いている、道としても動いていく。その中で、なかなか改善がされないということであれば、国の法令改正等で動きがあるでしょうし、国が動かない、あるいは地域格差や事業者毎の大きな違い等が

リサーチで明らかになった場合などには、道独自でもう一步踏み込んだ形での条例改正、何らかの対応を考えてよろしいのでは。

現時点では注視しながら、できることをやっていくということでもよろしいのではないかと思います。

鎌田部会長 ○ 畠山委員、何かございますか。

畠山委員 ○ まず、シェアリングエコノミーのことですが、事業者もその場を提供することで関わっておりますけれども、基本的には消費者と消費者との関係です。消費生活センターの相談業務の対象は、消費者と事業者の間のトラブルであって、消費者同士は扱わないのです。けれども、現実的にはこういうトラブルが結構あるので、これをどうしようかということですが、現時点では私ども消費者協会としましても、条例でどうこうするところまでは、まだいかないのではないかと思います。

でも、これはやはり検討課題であることは確かであると思います。

畠山委員 ○ 論点整理5の「消費者被害救済に係る訴訟の援助」ですが、訴訟を起こすときの担保について、確か国民生活センターで貸付けしているのではないかと思います。

私が気になるのは、訴訟費の援助のところよりも、この適格消費者団体、北海道ではホクネットですけれども、ホクネット自体の運営がボランティアなものですから、そこが非常に厳しいのではないかと思います。そこが厳しいと、やはり持続可能な活動をしていくところが揺らいでいく可能性もなくはないと思うものですから。その辺りのところを、むしろ何かしてあげられないものなのかと気にはなります。

畠山委員 ○ それから、論点整理6の「LPガスの料金」ですけども、これは、消費者の知る権利と選ぶ権利、これらを考えても単純によろしくないということで、事業者のアンケートをこちらもとっているのですけれども、その結果では、料金を開示しているところがまだ50%弱なのです。これはとても考えられないことですので、何とかしていただきたいです。

けれども、先ほど鈴木委員がおっしゃったとおり、特定の事業者ですので、LPガスだけを条例で規制するということがよろしいのかという問題があります。条例で規制するよりも、毎年のようにLPガスに係る地方懇談会みたいなことをやっておりますので、経済産業局と道庁のやる気次第ではないかと思っております。よろしく願いいた

します。

蝦名主幹

○ 先ほどお話しがありました特定適格消費者団体の支援ということで、国民生活センターにおいては、特定適格消費者団体が仮差押命令の申立てをした際に、特定適格消費者団体からの要請を受けて、担保を用立てるという仕組みになっているようです。裁判に要する費用については、国民生活センターの支援の対象となっておりません。

また、適格消費者団体への支援についてですが、道では、平成 28 年度から支援を継続して行っているところです。特定適格消費者団体になるための手続に要する費用を補助することはできませんが、通常行う事業活動に対する補助として支援メニューを用意しているという状況です。

鎌田部会長

○ よろしいでしょうか。

今回が初めての説明でございましたけれども、たくさん御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。さらに次回の部会で議論を深めていければと思います。

3 その他

鎌田部会長

○ そのほか、御意見等ございませんでしょうか。

蝦名主幹

○ 今回、10月の審議会で社会経済状況の変化ということで3項目について提起をさせていただきました。これら以外で検討すべき課題がありましたら、御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木委員

○ 特に現時点で思い浮かんでいるところはありません。検討項目を直ちに増やしてどうこうというよりは、今、目の前のものを検討していくということで結構だと思うのですが、逆に道の事務局から、何か検討している課題があればお知らせいただければと思います。

蝦名主幹

○ 私どもが課題として認識していくことがこのほか二つありまして、一つは、エシカル消費。もう一つはSDGsへの対応で。この二つが検討課題ではありますが、このことについては、どちらかというところ、消費生活基本計画の方に大きく関わると受けとめているところであります。

鎌田部会長

○ ありがとうございました。エシカル消費とSDGsへの対応という二つが今、課題となっているのだけでも、条例ということではなく基

本計画に関わるという認識でいらっしゃるということでした。

- 鎌田部会長 ○ それではちょうど、予定の時間となりました。本日はスムーズな進行に御協力いただき、ありがとうございました。
事務局にお返しします。

4 閉会

- 蝦名主幹 ○ 鎌田部会長、ありがとうございます。
また、鈴木委員、畠山委員、本当に貴重な御意見ありがとうございました。
なお、次回の部会ではありますが、1月中旬を予定しております。よろしく願いをいたします。
それでは、以上をもちまして、第1回北海道消費生活条例見直し検討部会を閉会させていただきます。本日は誠に、ありがとうございました。